

岩手県警察射撃場管理及び使用規程

(昭和30年12月28日警察本部訓令第31号)

[沿革] 昭和34年1月警察本部訓令第1号、35年3月第5号改正

部 課
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察射撃場管理及び使用規程を次のように定める。

岩手県警察射撃場管理及び使用規程

第1節 総則

(目的)

第1条 この規程は、岩手県警察学校射撃場及び警察署簡易射撃場(以下「射撃場」という。)の管理及び使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 岩手県警察学校長及び簡易射撃場所在地警察署長を射撃場管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。

2 管理責任者は、射撃場の管理についてその責に任じ、射撃場を常に最良の状態におき施設の不備から危険を生ずることのないよう注意を払わなければならない。

(管理担当者)

第3条 管理責任者は、部下職員の中から射撃場管理担当者(以下「管理担当者」という。)を命じなければならない。

2 管理担当者は、管理責任者の命を受けて射撃場の管理に当たるものとする。

第2節 管理

(管理事項)

第4条 管理担当者は、次の事項に留意して、射撃場並びにその附属施設、備品及び訓練用具の維持管理に努めなければならない。

- 射撃場の整理整頓に努め、特に防弾堤の損壊防止に留意すること。
- 射撃場を使用していないときは、標的枠から標的を取りはずし、乾燥した場所に平らに積み重ね、ゆがまないように保管しておくこと。
- 標的駆動装置は、2週間に1回以上点検し、注油手入を行い、腐蝕防止に努めること。
- 射撃場その他施設等に故障が起きたときは、直ちに修理すること。但しすみやかに修理できないときは、管理責任者にその状況を報告して指示を受けること。
- 附属備品及び訓練用具等を鍵のある倉庫に納めて保管すること。

(台帳整理)

第5条 管理責任者は、射撃場施設及び備品台帳(様式第1号)を備え、所定の事項を記載し常にその施設の状況及び附属器具、訓練用具の員数を明らかにしておかななければならない。

第3節 使用

(使用承認)

第6条 射撃場を使用するときは、射撃訓練の指揮者(以下「指揮者」という。)を定めて管理責任者の承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、他の官公庁から射撃場使用の願出があったときは、支障のない限り、使用

させることができる。

（留意事項）

第7条 管理担当者は、射撃場の使用について次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用開始に当たっては、射撃場施設の完否を確かめること。
- (2) 射撃訓練開始から終了まで、見易い場所に赤旗（縦60センチメートル、横100センチメートル）を掲載して射撃中であることを表示すること。
- (3) 施設附属器具等については、盗難、遺失、損傷等のないよう注意すること。
- (4) 訓練終了後は、直ちに射撃場を整理、清掃すること。

（指揮者）

第8条 指揮者は、射撃場の使用について管理責任者の指示に従い使用上適切な指揮を行い、かつ不慮の事故を起こさないよう細心の注意を払わなければならない。

（使用結果報告）

第9条 指揮者は訓練終了後、直ちに射撃場使用簿（様式第2号）に所定の事項を記入して管理責任者に提出し、射撃場の使用が終了したことを報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和31年1月1日から施行する。

附 則（昭和34年1月28日警察本部訓令第1号計量単位の統一に伴う関係訓令の整備に関する訓令第8条による改正附則）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

附 則（昭和35年3月14日警察本部訓令第5号岩手県警察教養規程等の一部を改正する訓令第2条による改正附則）

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

射撃施設及び備品台帳

所在地
名称

施設備品名	員数(面積)	備考
敷地		
射屋		
倉庫		
防弾堤		
標的駆動装置		
射撃台		
照準監査器		
三角照準器		
銃架		
旗		

様式第2号

射 撃 場 使 用 簿

検 印	
使 用 日 時	月 日 自 至 時 分 時 分
訓 練 対 象	
訓 練 人 員	名
射 撃 距 離	m
使用けん銃の種類	
使 用 弾 数	
事 故 の 有 無	
施設器具の破損	
指揮者の職氏名	
摘 要 (天候風速、その他参考事項)	